高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金 のご案内

【高等職業訓練促進給付金とは】

ひとり親家庭の親(母子家庭の母、父子家庭の父)が、生活の安定に資する資格取得を推進するため、下記の資格を取得されるにあたり養成機関で受講される間の負担を軽減するため、毎月給付金が支給される制度です。

【修了支援給付金とは】

ひとり親家庭の親(母子家庭の母、父子家庭の父)が、下記の資格を取得されるにあたり養成機関での受講を修了された後に給付金が支給される制度です。

【対象となる資格】(資格の取得が見込まれ6か月以上の受講が必要とされるもの)

- 看護師
- 歯科衛生士
- 准看護師
- ・美容師
- 保育士
- 社会福祉士
- 介護福祉士
- 製菓衛生師
- 介護価値工作業療法士
- 調理師 等
- 理学療法士
- ・ デジタル分野等の民間資格
 - ※原則、通学制が対象です。



【支給対象期間】

(1)高等職業訓練促進給付金

修業機関内の4年を上限として月ごとに支給されます。ただし、取得する資格により支給期間が異なります。

- (例1) 保健師、助産師、管理栄養士等の資格取得のため4年課程が必須となる資格の場合:最大4年
- (例2) 准看護師の資格取得後に引き続き看護師資格を取得する場合:最大3年
- (2)高等職業訓練修了支援給付金 修了後に1回のみ支給されます。

【支給額】

	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金 (下段:修業する期間の最後の1年)	10万円/月 (14万円/月)	7万5百円/月 (11万5百円/月)
高等職業訓練修了支援給付金	5万円	2万5千円

※高等職業訓練促進給付金は支給を申請された日の属する月の分からの開始となります。

※市民税は対象となる月の属する年度の課税状況によって判断します。ただし、4月分から7月分は前年度の課税状況で判断します。なお、本人及び扶養義務者の全員について要件を満たす必要があります。

【受給要件】 (支給基準時に以下の全てを満たしていることが必要です)

- ・ 20歳以下の児童を養育するひとり親家庭の親(母子家庭の母、父子家庭の父)である
- ・ 宍粟市内に住所がある
- ・ 対象資格の取得が見込まれる者である
- ・ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者である
- ・児童扶養手当を受給している、または対象年の所得が児童扶養手当の支給制限となる額未満である
- 過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない
- ・ 高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする求職者支援制度等の給付金を受けていない

【手続きの流れ】

- (1) 高等職業訓練促進給付金
 - ① 事前相談
 - ② 支給申請
 - ③ 支給決定通知書の受領
 - ④ 毎月初めに請求書、出席状況証明書を提出
 - ⑤ 支払通知書の受領

- (2) 高等職業訓練修了支援給付金
 - ① 訓練修了
 - ② 支給申請(訓練訓練修了後30日以内)
 - ③ 支払通知書の受領

①事前相談

給付金の申請には事前の相談が必要です。養成機関に入学申請される前に担当窓口までご相談ください。

※ 相談内容によっては、給付金の申請ができないことがあります。

②支給申請に必要な書類

- (1)高等職業訓練促進給付金
 - 児童扶養手当証書(児童扶養手当を受給されている方のみ:有効期限内のもの)
 - 養成機関の長が発行する在籍を証明する書類(入学証明書等)
 - 1か月以内に発行された戸籍謄本又は抄本
 - 本人及び扶養義務者の「個人番号カード」もしくは「通知カード等のマイナンバーが確認できる書類」と運転免許証等の本人確認書類(顔写真入りの身分証明書がない場合は、身分を確認できるもの2種類以上)
 - 宍粟市で所得の確認ができない方で、16歳以上19歳未満のお子さまを扶養されている方は「控除対象扶養親族に関する申立書」の提出が必要となります。
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金(修了後30日以内に申請が必要です)
 - 修了証明書
 - 児童扶養手当証書(児童扶養手当を受給されている方のみ:有効期限内のもの)
 - 1か月以内に発行された戸籍謄本又は抄本(修了時点で児童扶養手当を受給していない場合のみ)

【受給資格喪失事由】

主に以下の事由が生じた時は受給資格が喪失しますので、事由の生じた日から14日以内に市担当窓口まで届け出てください。

- 退学
- ・ 婚姻(事実婚を含む)
- ・市外への転出
- ・ 子を扶養しなくなった
- ・本人及び扶養義務者の収入の増加や異動により所得限度額を超過した
 - ※ 休学中は給付金は支給されません。休学や復学をされる場合は必ずご連絡ください。

【その他】

- 必要に応じて、在籍、単位の取得、進級、修了、資格取得、就職等についての報告を求めることがあります。
- この制度は国の制度改正により内容が変更になることがあります。
- 受給資格が喪失した際に届け出をしなかった、また偽りその他不正の方法により受給した場合は、 不正受給として給付金の全部若しくは一部の返還を求めます。
- 高等職業訓練促進給付金を受ける人は修学支援新制度における「給付型奨学金」を受けることはできません。(授業料等減免との併用は可能です。)
- ☆ 高等職業訓練支援給付金を受ける人は兵庫県社会福祉協議会の「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」が利用できます。要件を満たせば、返還が免除される場合もありますのでご相談ください。



お問合せ先(市担当窓口)

兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15

宍粟市健康福祉部 子育て支援課(宍粟市役所北庁舎3階)

電話番号: 0790-63-3176

電話番号: 0790-63-3220 (相談専用)

ファックス番号: 0790-63-1955

メール アドレス : kodomofukushi-kk@city.shisou.lg.jp